

法務省の取調べの可視化に関する今後の検討方針に対する
意見書

2010年(平成22年)7月15日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 法務省が公表した「被疑者取調べの録音・録画の在り方について～これまでの検討状況と今後の取組方針～」は、取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現を大きく後退させるもので、その方針を根本的に改めるべきである。
- 2 法務省は、密室取調べが度重なる冤罪を生んできたことを真摯に受け止め、速やかに取調べの可視化の実現のための立法作業を開始すべきである。
- 3 裁判員裁判対象事件については、立法を待つまでもなく取調べの可視化の試行を直ちに実施すべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

当連合会は、「『取調べの可視化』についての意見書」(2003年)、第46回人権擁護大会「被疑者取調べ全過程の録画・録音による取調べ可視化を求める決議」(2003年)、第58回定期総会「取調べの可視化(録画・録音)を求める決議」(2007年)、第52回人権擁護大会「取調べの可視化を求める宣言 - 刑事訴訟法施行60年と裁判員制度の実施をふまえて - 」(2009年)等、取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現に向け、数度にわたり、宣言・決議、意見書等を公表し、その実現を求めてきた。

この度、法務省は、2010年6月18日に「被疑者取調べの録音・録画の在り方について～これまでの検討状況と今後の取組方針～(以下「法務省方針」という。)を公表した。

この法務省方針は、「録音・録画の方法による被疑者取調べの可視化を実現する」と表明する千葉景子法務大臣のもと、政権交代直後の2009年10月に政務三役を中心として設けられた勉強会及び加藤公一法務副大臣を座長とするワーキンググループの検討を踏まえた、取調べの可視化に対する法務省の見解の表明である。

また、過去二度にわたり、参議院で、捜査機関に取調べの可視化を義務づけ、その義務に反した調書の証拠能力を否定する旨の刑事訴訟法改正案を提案・可

決し(その後ともに廃案), 2009年の衆議院選挙においても, 取調べの可視化をマニフェストに掲げ, 公約としてきた民主党政権となつてからの見解の表明でもあり, 「被疑者取調べの全面的な可視化を基本として, 議論・検討を進めてきた」結果として大いに注目されるものであった。

他方で, 氷見事件, 志布志事件に続き, 足利事件でも密室取調べにおける虚偽自白が問題とされ, 裁判員裁判の始まりとともに取調べの可視化の必要性が広く市民の間に認識されるに至り, 当連合会が集約し, 国会に提出された取調べの可視化を求める全国署名は, 約112万筆に及んだ。

このような世論の高まりの中で, 上記勉強会及びワーキンググループが政治主導のもとに発足した。その出発点は, 市民とともに歩む当連合会の示す基本方針を受容するものであらうと期待された。さらに, 最近では, いわゆる厚生労働省局長事件において, 大阪地方検察庁特捜部の取調べを受けた多くの参考人, 被疑者が, 取調べ検察官によって自白を強要され, 調書を作成されたと訴え, 裁判所がそれらの者の供述調書の証拠請求を却下するという事態も発生している。

こうした情勢のもとで, 法務省方針が発表された。その方針が, 取調べの可視化の実現を強力かつ具体的に推進するものとして, 大いに期待された。しかし, 公表された法務省方針には, 取調べの可視化を実現させようとの強い意思が見られず, かえって「録音・録画を行うべき取調べの範囲についても, 更に検討を要する」などと, 取調べの可視化の実現を大きく後退させる表現が繰り返される内容であった。

2 取調べの可視化の必要性

わが国の刑事裁判は, 捜査段階において作成される自白調書に大きく依存している。しかし, 自白調書は, 弁護士の立会いを排除し, 外部からの連絡を遮断された密室で作成され, 取調べの過程で何が行われたのかを信頼性の高い証拠で検証することが全くできない。このため, 取調べの過程で, 捜査官が供述者を威圧したり利益誘導して, 供述者の意に反する供述を強いたり, 供述と異なる調書を作成し, 虚偽の自白を生み出してきた。そして, これが数々の冤罪の原因にもなってきた。

取調室の中で何が行われたのかについて, 取調べの最初から最後まで, 取調べの全過程を録画しておけば, 被告人と捜査官の言い分が違ってても, 録画したものを再生すれば容易に適正な判定を下すことができる。国連の国際人権(自由権)規約委員会は, わが国における被疑者取調べ制度の問題点を特に指摘し

て、取調べの過程が「電気的手段により記録されるべきこと」を勧告するに至っている。

取調べの可視化は、取調べの全過程を正確・公正・適正に記録し、取調べの真実を明らかにしようというものであって、同時に、それ自体が価値中立的であり、捜査側、被疑者側、どちらかに有利な制度というわけではない。このことは、取調べの可視化を実現した国の捜査官たちが、当初は抵抗感を持ちながらも、導入してみれば「よかった」と一様に評価しているゆえんでもある。

取調べの可視化の本来の意義は、捜査過程を透明化し改革するところにある。現在、検察庁や警察庁が実施・試行しているように、取調べの一部のみを、検察官や警察官の裁量によって録画するだけでは、これらの効果は生じない。かえって、取調べの一部だけでは、捜査側に都合のよい部分だけが録画されかねず、取調べの実態の評価を誤らせる危険がある。検察官による取調べと警察官による取調べの最初から最後までを録画する取調べの可視化、取調べの全過程の録画の実現が、是非とも必要である。

3 法務省方針に対する批判

(1) 法務省方針に示された基本姿勢

法務省方針に示された基本姿勢は、上記のとおり、過去多くの冤罪事件を生み、現在でも生み続けている密室取調べに対する反省には触れず、取調べの可視化を求める市民の声にも耳を傾けていない。法務省方針は、政権公約をないがしろにし、捜査機関側の意向に沿って、取調べの可視化への動きを大きく後退させようとするものである。法務大臣は、真に取調べの可視化の実現を目指しているというのであれば、速やかに取調べの可視化の実現のため、立法化作業を開始すべきである。それとともに、少なくとも裁判員裁判対象事件など、可能かつ必要不可欠な範囲で、直ちに、取調べの可視化の試行を開始すべきである。

法務省方針は、「取調べの範囲について検討する」などと述べ、取調べ全過程という大原則を後退させようとしている。しかし、取調べの範囲については、全過程を志向すべきは明らかであって、そのこと自体を改めて検討する必要はない。あくまでも取調べの可視化は取調べの全過程の録画でなければならないとの大原則のもとで、物理的・技術的な考慮を施す余地があるというレベルの問題としか考えられないのである。はじめから一部の録画で足るなどという発想は、密室の弊害を何も除去しないばかりか、かえって危険である。

法務省方針は、様々な問題を「検討」するとしつつ、実際には、取調べの可視化の実現を「後退」させ、その実質において、これを「否定」している。法務大臣は、このような「後退論」、「否定論」を排し、直ちに取調べの可視化の実現に向けてのイニシアチブを取るべき責務がある。

(2) 「第2 これまでの検討」についての批判

取調べの可視化の「有効性」に検討の余地などないこと

法務省方針は、その冒頭に「可視化の目的やメリットをどのように考えるか」(第2, 1)との項目を掲げ、「これまで取調べに問題があった、あるいは、虚偽自白がなされたとされる個々の事例には様々なものがあることから、これらの事例を広く把握した上、その分析を通じ、そのような問題の防止に可視化がどのような効果を持ち得るかを更に検討する必要があると考えられた」(2頁)などという「有効性論」を述べている。しかし、取調べの真相を明らかにするためには、可視化こそが最も有効な手段であることは明らかである。少なくとも、可視化をしていれば、事後的な検証が可能となることは否定の余地がない。法務省方針が問題にするように、取調べの可視化をすればこそ、「虚偽自白がなされたとされる個々の事例には様々なものがあること」も含めて、より緻密な検証が可能となる。そのことは、足利事件の録音テープが如実に示しているとおりである。

これに対し、可視化のない密室取調べを続けることは、取調べ室内の取調べの実態・真相を闇に葬り去ることにほかならない。

以上のとおり、取調べの可視化の有効性に疑いの余地はない。有効性を云々することによって、可視化の範囲を限定する余地などはない。

「実務的に生じる問題点」は実施を遅らせる理由とはならない

法務省方針は、検討事項として、「実務的に生じる問題点としてどのようなものが想定されるか」という項目を挙げている。確かに、実務上、録画機器の設備が間に合わなかったり、故障したり、物理的な理由により取調べの可視化が困難となることは起こりうるであろう。その限りで、設備の準備期間を考慮した段階的な実施や、不測の事態などでやむを得ず取調べの可視化ができなかった場合の例外規定の検討はありうる。しかし、これらはいずれも解決可能な問題である上、それらの点を検討しつつ、現に取調べの可視化を段階的に実施することは、いくらでも可能である。これらは、一律に取調べの可視化の実施を遅らせる理由などにはなり得ない。

なお、法務省方針は、この項目の中で、取調べの全過程の録画が「記録媒体の視聴に関する問題」を生じるかのようにも主張している。すなわち、

取調べ時間の合計が数十時間に及ぶこともまれではない中、警察における捜査主任官や主任検察官、弁護人がそのすべてを視聴しなければならなくなり、相当な費用がかかるという。しかし、記録媒体の視聴の方法など、全過程を録画した上で、いくらでも解決可能な問題である。このような議論は本末転倒である。

一部録画や取調べ適正確保方策との関係について

法務省方針は、検察庁や警察で行われている一部録画の検証が必要であるとする。また、同様に「取調べの適正を確保するため、どのような方策が採られているか」を問題にし、「取調べの可視化を検討するに当たっては、これらの諸施策がどの程度有効に機能し得るかについても検討する必要がある」などとする（４～５頁）。

一部録画では取調べの可視化の目的を達することができないことは、先に述べたとおりである。近時、各種の取調べ適正確保方策が導入されているが、それらだけで取調べの適正化を実効的に確保することになっていないことも、また、経験上明らかである。取調べの適正化のためには、取調べの可視化が最も端的な方法であることは否定の余地がなく、他の手段によって代替できるものではない。

「可視化の影響論」は全過程の録画を制約する理由とはなり得ない

法務省方針は、「可視化により捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者との関係においてどのような影響が生じ得るか」を検討課題として挙げている。しかし、従前、捜査機関側は、取調べの可視化反対論として、「被疑者の心理や供述態度に与える影響」や「捜査手法に与える影響」を述べてきており、法務省方針では、それを繰り返しているにすぎない。「被害者を始めとする事件関係者に与える影響」も取調べにおけるプライバシー論などとして議論されてきたものである。

これらの反対論に対する批判は、すでに再三述べてきたところであり（日本弁護士連合会『取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現に向けて - 可視化反対論を批判する（第3版）』（2008年）など）、それらの反対論は、取調べの可視化の範囲を制約する理由とはなり得ない。

法務省方針は、取調べの可視化に依然として反対しようとする捜査機関側の主張を色濃く反映しているが、政権公約である可視化の実現は、このような抵抗を排してこそ可能となる。この点、政治主導の実質が問われているというべきである。法務大臣には、毅然たる態度が求められている。

冤罪事件に対する反省等が皆無であること

以上のとおり、法務省方針は、捜査機関の反対論を投影したものとなっており、足利事件をはじめ、過去に密室取調べが生んできた多くの虚偽自白や冤罪事件に対する反省は全くない。捜査の公正・適正に対する配慮はもとより、市民の人権擁護に責任を負うべき法務省の姿勢が厳しく問われなければならない。

当連合会が取りまとめ、2009年5月に国会に提出した取調べの可視化を求める署名は約112万筆に及んでいる。法務省方針は、そのような市民の声に背を向けている。

(3) 「第4 今後の取組方針」についての批判

法務省方針は、多くの検討課題を列挙し、「平成23年6月以降のできる限り早い時期に、省内勉強会としての検討の成果について取りまとめを行う」などとしているが、その際、「新たな捜査手法の導入などについても検討する」などとする。

しかし、取調べの可視化は、いかなる捜査手法であるかにかかわらず実現すべきものである。それだけではなく、法務省方針で示された「検討」になお1年もの時間を要するとは到底考えられない。

法務大臣に対しては、捜査機関の主張の誤りを正しく認識した上で、早急に法務省方針の根本的な見直しを行い、速やかに実現のための立法作業を開始することを求める。同時に、法務省が列挙するすべての検討課題なるものは、直ちに取調べの可視化を試行することによってこそ、果たされるものである。即時の試行を強く求める。

4 まとめに代えて

密室取調べを理由とする虚偽自白、冤罪が頻発し、裁判員裁判も実施されている現時点において、取調べの可視化は、喫緊の課題であり、もはや一刻の猶予もない。

法務省は、まず法務省方針を根本的に改めるべきである。さらに、密室取調べが度重なる冤罪を生んできたことを真摯に受け止め、速やかに取調べの可視化の実現のための立法作業を開始すべきである。

そして、少なくとも、裁判員裁判対象事件については、立法を待つまでもなく取調べの可視化の試行を直ちに実施すべきである。

以上